

資料 4 - 2

イメージ

ケース① 20歳から26年間(312月)厚生年金加入《46歳の例》

123-4567

〇〇県〇〇市〇〇  
 〇〇-〇〇-〇〇  
 〇〇マンション〇〇〇号

〇〇〇 〇〇〇 様

差出人(お問い合わせ先)

社会保険庁  
 社会保険業務センター

ねんきん定期便(年金加入実績に応じた年金見込額通知)

〇〇年〇〇月〇〇日時点の年金個人情報をお知らせします。

氏名 〇〇〇 〇〇〇 様

基礎年金番号 1234-567890

1. これまでの加入期間です。

基礎年金

312 月

第1号被保険者期間

納付済月数	全額免除月数	3/4免除月数	半額免除月数	1/4免除月数	学特等月数	① 計

② 計

第2号被保険者期間(厚生年金・船員保険、共済組合等の期間)

312 月

③ 計

第3号被保険者期間(サラリーマンの被扶養配偶者等)

付加保険料納付月数

合 計  
①+②+③

312 月

※保険料免除期間がある方へ

保険料免除期間のうち10年以内の期間については、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

※保険料未納期間がある方へ

国民年金の保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。

厚生年金

312 月

厚生年金保険		船員保険		② 計
加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	
312 月	312 月			312 月

③ 共済組合  
等加入月数



【参考】	平成15年3月までの期間	252 月(平均標準報酬月額	218,476 円)
	平成15年4月からの期間	60 月(平均標準報酬月額	293,819 円)

2. これまでの加入実績に応じた年金見込額です。

今後の加入実績の増加に応じて年金見込額は年々増加します。

①基礎年金額 514,900 円(年額)

保険料納付済期間 312 月

(基礎年金額) (保険料納付済月数) (基礎年金見込額)  
 792,100 円 × 312月 / 480月 = 514,900 円

②厚生年金額 488,900 円(年額)

老齢厚生年金の計算式

平成15年3月までの期間の平均標準報酬月額 × 生年月日に応じた給付乗率 × 加入月数 +

218,476 × 7.125/1,000 × 252 +

平成15年4月からの期間の平均標準報酬月額 × 生年月日に応じた給付乗率 × 加入月数 × スライド調整率 (厚生年金見込額)  
 293,819 × 5.481/1,000 × 60 (×1.0) = 488,900 円(年額)

合 計 1,003,800 円(年額) 83,650円(月額)

※ 実際に年金を受給するには25年(300月)の受給資格期間を満たすことが必要です。

※ 基礎年金・厚生年金は、受給開始から生涯にわたって受給できます。

3. これまでの年金保険料の納付額です。

保険料納付額 5,059,889 円

第1号被保険者期間の保険料納付額(国民年金) — 円

厚生年金の保険料納付額(第2号被保険者期間を含む) 5,059,889 円

※厚生年金の保険料額は、被保険者負担額を表示しています。(事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。)

※老齢基礎年金は、国民年金の第1号被保険者期間、第3号被保険者期間(サラリーマンの被扶養配偶者)及び厚生年金等の加入期間(第2号被保険者期間)により計算します。

◆ お知らせした年金個人情報について、さらに詳しく知りたい場合は、最寄りの社会保険事務所、または「ねんきんダイヤル」にご照会ください。

【ねんきんダイヤル】 0570-05-1165

◆ インターネットを活用して、いつでもご自身の年金加入記録を確認していただける「年金個人情報提供サービス」もご利用ください。

※ ご利用は、社会保険庁ホームページからお申し込みいただけます。



(参考)

### 1. 老齡基礎年金額の早見表

国民年金保険料納付済期間 (納付月数)	(年額)			
	25年 (300月)	30年 (360月)	35年 (420月)	40年 (480月)
年金額	495,100円	594,100円	693,100円	792,100円

※「年金額」は、平成18年度基礎年金額(満額 792,100円)を用いて、以下の式で算出しています。

$$\text{老齡基礎年金額} = 792,100\text{円} \times \frac{\text{納付月数}}{480\text{月}(40\text{年})} \times \text{スライド調整率}$$

### 2. 老齡厚生年金額の早見表

厚生年金被保険者期間 (加入月数)		(年額)			
		25年 (300月)	30年 (360月)	35年 (420月)	40年 (480月)
平均標準報酬額の計算の基礎となる報酬額	平均標準報酬額 10万円	164,400円	197,300円	230,200円	263,100円
	平均標準報酬額 20万円	328,900円	394,600円	460,400円	526,200円
	平均標準報酬額 30万円	493,300円	591,900円	690,600円	789,300円
	平均標準報酬額 40万円	657,700円	789,300円	920,800円	1,052,400円
	平均標準報酬額 50万円	822,200円	986,600円	1,151,000円	1,315,400円

※「年金額」は、以下の式で算出しています。(総報酬制導入後の額です。)

$$\text{老齡厚生年金額} = \text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{加入月数} \times \text{スライド調整率}$$

※ 老齡基礎年金と老齡厚生年金の合計額が支給されます。



ケース② 50歳以上の者には、これまでの加入実績のみにより算出する年金見込額に加え、将来設計に活用できるよう、将来受給する年金見込額を通知《55歳男性の例》

123-4567

〇〇県〇〇市〇〇  
 〇〇-〇〇-〇〇  
 〇〇マンション〇〇〇号

〇〇〇 〇〇〇 様

差出人(お問い合わせ先)

社会保険庁  
 社会保険業務センター

ねんきん定期便(年金加入実績に応じた年金見込額通知)

〇〇年〇〇月〇〇日時点の年金個人情報をお知らせします。

氏名

〇〇〇 〇〇〇 様

基礎年金番号

1234-567890

1. これまでの加入期間です。

基礎年金

420 月

第1号被保険者期間

納付済月数	全額免除月数	3/4免除月数	半額免除月数	1/4免除月数	学特等月数	① 計

② 計

第2号被保険者期間(厚生年金・船員保険、共済組合等の期間)

420 月

③ 計

第3号被保険者期間(サラリーマンの被扶養配偶者等)

付加保険料納付月数

合 計  
 ①+②+③

420 月

※保険料免除期間がある方へ

保険料免除期間のうち10年以内の期間については、さかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。

※保険料未納期間がある方へ

国民年金の保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。

厚生年金

420 月

厚生年金保険		船員保険		② 計
加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	
420 月	420 月			420 月

③共済組合  
 等加入月数



【参考】	平成15年3月までの期間	360 月(平均標準報酬月額	320,975 円)
	平成15年4月からの期間	60 月(平均標準報酬月額	324,597 円)

2. これまでの加入実績に応じた年金見込額です。

今後の加入実績の増加に応じて年金見込額は年々増加します。

①基礎年金額 693,100 円(年額)

保険料納付済期間 420 月

(基礎年金額) (保険料納付済月数) (基礎年金見込額)  
 792,100 円 × 420月 / 480月 = 693,100 円

②厚生年金額 930,000 円(年額)

老齢厚生年金の計算式

平成15年3月までの期間  
の平均標準報酬月額 × 生年月日に応じた  
給付乗率 × 加入月数 +  
 320,975 × 7.125/1,000 × 360

平成15年4月からの期間  
の平均標準報酬月額 × 生年月日に応じた  
給付乗率 × 加入月数 スライド調整率 (厚生年金見込額)  
 324,597 × 5.481/1,000 × 60 (×1.0) = 930,000 円(年額)

合 計 1,623,100円(年額) 135,258 円(月額)

※ 実際に年金を受給するには25年(300月)の受給資格期間を満たすことが必要です。

※ 基礎年金・厚生年金は、受給開始から生涯にわたって受給できます。

3. これまでの年金保険料の納付額です。

保険料納付額 6,026,441 円

第1号被保険者期間の保険料納付額(国民年金) — 円

厚生年金の保険料納付額(第2号被保険者期間を含む) 6,026,441 円

※厚生年金の保険料額は、被保険者負担額を表示しています。(事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。)

※老齢基礎年金は、国民年金の第1号被保険者期間、第3号被保険者期間(サラリーマンの被扶養配偶者)及び厚生年金等の加入期間(第2号被保険者期間)により計算します。

◆ お知らせした年金個人情報について、さらに詳しく知りたい場合は、最寄りの社会保険事務所、または「ねんきんダイヤル」にご照会ください。

【ねんきんダイヤル】 0570-05-1165

◆ インターネットを活用して、いつでもご自身の年金加入記録を確認していただける「年金個人情報提供サービス」もご利用ください。  
 ※ ご利用は、社会保険庁ホームページからお申し込みいただけます。

4. 以下の条件と、これまでの加入実績を基に算出した将来の年金見込額です。

- 現在、第1号被保険者又は第3号被保険者である方が、今後60歳までの保険料を全額納付した場合のものです。
- 現在、厚生年金の被保険者である方が、今後60歳まで、現在の標準報酬月額のまま厚生年金に加入した場合のものです。

年金を受けられる年齢		60 歳	歳	65 歳	歳
年金の種類と年金額	基礎年金	—	—	老齡基礎年金	
				792,100 円	
	特別支給の老齡厚生年金	特別支給の老齡厚生年金	老齡厚生年金		
	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)		
	1,038,400 円	— 円	1,038,400 円		
	(定額部分)	(経過的加算部分)			
—	— 円	円			
合計年金額	1,038,400 円	— 円	1,830,500 円		

実際の年金額は、この試算結果と異なる場合があります。

※ 基礎年金・厚生年金は、受給開始から生涯にわたって受給できます。